

唐代詔敕文中の則天武后の評價について

金子修一

一

唐は中國史上でも主要な王朝の一つであるが、間に則天武后の周王朝が入りながら、武后の死後はさしたる斷絶もなく唐朝が引き繼がれたという點で特異な王朝でもある。従って、武后の政治が中宗復位後の政治にどのように繼承されたか、或いはされなかったかは唐代史を考える上で大きな問題であり、韋后の中宗毒殺から玄宗と太平公主との反目及び玄宗による太平公主一派誅滅に至る、いわゆる女禍を中心にも種々議論されてきた。しかし、武后没後の唐代の史料で武后がどのように扱われているのか、という點を問題にしたのは僅かに小島浩之氏の試みが目を引くに止まり、⁽¹⁾ 唐王朝の詔敕の中で則天武后がどのように扱われているか、という本稿で取り上げる問題については、これまでほとんど注意が拂われてこなかった。筆者は先年拙著『中國古代皇帝祭祀の研究』を上梓したが、唐代の皇帝祭祀の運用を考察する上で氣になったのがこの點であった。⁽²⁾ 例えば、中宗が復位した神龍元年（七〇五）二月の「中宗即位敕」⁽³⁾ では、退位させた則天武后のことを決して否定的には扱っていない。また、則天武后は光宅元年（六八四）から自分の統治に一步を踏み出すが、その時の「改元光宅詔」⁽⁴⁾（後掲史料①）では、高祖・太宗・高宗の業績を長文で讃えている。唐から周、周から唐への交代においては直前の王朝の皇帝の業績はむしろ高く評價され、前の王朝との連続性が強調されているのであ

る。

このように、唐朝の詔敕における諸皇帝の表現に著目すると、従来の政治史では餘り注目されなかつた政治の諸特徴が見えてくる。そこで細かい論證になるが、唐朝の詔敕文中に見える皇帝の扱いを以下に検討していきたい。則天武后が中心となる理由は行論中に明らかとなる。本稿の前半は「關於唐朝詔敕中則天武后之評價」と題して第三屆中國史學會（臺北・國立政治大學、二〇〇七年九月）で発表したものを骨子とするが、その後には氣附いた點を書き改めてある。後半の「四」以下は新稿である。なお、本稿の史料の読み下し文は異例と感じられるかも知れないが、筆者は最近思う所あつて、原文の語順をできる限り生かしながら初心者にも判りやすい読み下し文ができないか模索している。本誌の讀者にもこの點を御了解頂きたい。

二

そもそも、大敕文等を含む唐代の詔敕文で、それ以前の唐朝歴代皇帝の名を文中で總て擧げている例は決して多くはない。宋・宋敏求『唐大詔令集』（商務印書館、一九五九年、以下『詔令集』と略稱）及び李希泌主編『唐大詔令集補編』上下（上海古籍出版社、二〇〇三年、以下『補編』と略稱）に據つて、該當する例を擧げると以下の如くなる。但し、太宗在位中の先帝は高祖のみ、高宗在位中の先帝は高祖・太宗のみであるので、さし當たり擧例は省略し、高祖・太宗に言及する高宗朝の詔敕の事例については本稿の最後にあらためて検討したい。なお、次章以下の事例も『詔令集』『補編』の兩書に據つたが、『補編』の掲げる史料に原史料の所在が示されているものについては原史料に據り、『補編』の卷數と共にそのことを表示した。また、『補編』の二、三の例については、本誌編輯部の御指摘で誤りを正すことができた。

- (1) 改元光宅詔（改元光宅敕）、光宅元年（六八四）九月

高祖神堯皇帝、圖を汾水に披き、鉞を參墟に仗せ、氣祲を廓いて四維を安んじ、撓槍を掃いて六合を清む。太宗文武

聖皇帝、日月を負いて運を膺け、雷霆を鼓して以て威を震い、海を湯い山を夷げ、功は八荒之外に洩れ、焚かれるを救い溺れるを拯い、仁は萬域之表を霑す。樂は和し禮は治い、天は平かに地は成り、茂籍は遂初に光り、鴻名は闔關に冠たり。高宗天皇帝、雲房は睿を誕て、虹渚は靈を降し、綠錯之禎符を受け、朱紘之景命に應ず。車を飛ばし竊に乗り、軒頊之臣とせざるを臣とし、羽を沒め金を浮かべ、禹湯の未だ服さざるを服す。邊を開き遠きを服し、更に寓を先基に闡き、貴を富ませ人を寧んじ、重ねて輝を前烈に増し、琬(琬か)を撫して宁に當たり、五氣を明堂に調え、瑞を考せ中を升せ、百神を日觀に朝す。(『詔令集』卷三)

(2) 改元載初赦(載初元年(六九〇)正月)

我が高祖神堯皇帝、汾晉に龍興し、寰區に鳳起し、梟獍を殲して八荒を安んじ、鯨鯢を剪りて四海を清む。太宗文武聖皇帝、昊穹之曆數を膺け、雷電之雄威を鼓し、遠きを服すは巢燧之前に冠たり、邊を開くは羲農之際に越え、鴻名は三五に邁ぎ、茂績は往初より隆んなり。高宗天皇帝、雷澤之禎符を稟け、天縱之神器を降され、湛恩の被う所は、乾坤覆載之郷を匝り、至化の潭まる所は、舟車所通之境を盡くす。璇を丹極(宮中のことか)に撫し、瑞を蒼巖(蒼巖か)に輯め、天は平らかに地は成り、淳風は千年之運を啓き、樂は和し禮は備わり、寶祚は三聖之基より隆んにして、遯く王猷を聽き、帝載を聞く無からん。(『詔令集』卷四)

(3) 中宗即位赦(神龍元年(七〇五)二月五日)

我が大唐高祖神堯皇帝、聖期は首めに⁽⁴⁾出で、天は神器を與え、大功を區夏に有ち、大造を生靈に有つ。太宗文武聖皇帝、道は繼明に則り、業は構極を推し、商湯之毫より起つに類え、姬發之周を承けるが若く、九皇を彈し⁽⁵⁾壓え、萬古を牢籠す。高宗天皇帝、上聖もて圖を御し、大明もて契を司り、手は元氣を調え、心は洪鑪を運らし、五緯を齊えて太階を平らかにし、三神に應じて日觀に登る。開關を網羅し、義胥を包冠し、大猷備さに闡くも、能事斯ち畢り、僊駕して返らず、逆臣讐を開く。敬業は災を淮甸に挺り、務挺は潛かに沙場に應じ、天柱將に搖がんとし、地維方に

- 撓まんとす、撥亂之神功に非ざれば、人之危きを定める能わず。則天大聖皇帝、聰を亶かにして徳を成し、濬哲は期に應じ、初九之英謨を用い、太一之宏略を開く。玉鈴を振つて封豕を殪し、金鉞を授けて長鯨を斬り、河洛之圖書を受け、昊羲之曆數に當たり、黎獻を惠育し、並て仁壽に登す。既にして懷いを問道に凝らし、想いを無爲に屬し、大寶を以て勞生と爲し、復た明辟に忝くす。且に後命有り、先緒を受け俾め、光いに大唐之國を啓き、用て興復之基を崇む。交際は辰に在り、情は深く感は慰み、高祖之宗廟を奉じ、太宗之社稷に違ひ、舊物を失わざるは、寔に茲に在り。業は既に惟れ新たに、事は宜く更始すべく、大周を改めて唐と爲す可く、社稷・宗廟・陵寢・郊祀・禮樂・行運、旗幟・服色、天地等の字、臺閣の官名は、一事已上、並びに永淳已前の故事に依れ。〔詔令集〕卷二
- (4) 景龍三年南郊赦(景龍三年(七〇九)一月三日)
我が高祖神堯皇帝、階を開き極を立て、永えに配され機に循う。太宗文武聖皇帝、金策に仗りて四方を清め、璇璣を運して七政を齊う。高宗天皇帝、乾坤與其の徳を合わせ、日月與其の明を合わす。則天大聖皇后、補天立極之功を建て、河圖洛書之統を受け、五精は運を歸し、四葉は光を重ね。〔詔令集〕卷六八)
- (5) 太極元年北郊赦(太極元年(七二二)五月二三日)
高祖神堯皇帝、籙(録)を膺け圖を受(授)け、天を繼ぎて極を立つ。太宗文武皇帝、人を弔みて罪を伐ち、南に征し北に怨め、是を用て生靈を塗炭に拯い、物類(態)を休和に登す。高宗天皇帝、惟(維)れ睿もて聖と作り、衣を垂れて理む。大聖天后、託(托)を受けて(闕)權に從い、宁に當たりて化す(化治す)。中宗孝和皇帝、允に恭みて克く譲り、文を守りて萬に御し、能く刑惜くを致し、於に變わり時雍く。〔詔令集〕卷七三、()内は『文苑英華』卷四二五「嗣后土制」
- (6) 開元十三年封泰山詔(開元二年(七二四)閏二月)
天は我が唐に祚し、武文二后は、圖に應じて籙を受く。高宗に泊び、光を重ね盛を累ね、至理を承け、介丘に登り、

百神を懐い、六合を震わせ、殷周之統を紹ぎ、虞夏之風に接く。中宗は懿鑠之休を弘め、睿宗は粹精之道を稷ぐ。巍巍蕩蕩、得て稱する者無き也。(『詔令集』卷六六)

(7) 開元玉牒文(開元三年(七二五)一月九日)

有唐天子臣隆基、敢て昊天上帝に昭告す。天は李氏を啓き、運は土徳に興り、高祖・太宗、命を承けて極を立て、高宗は中を升せ、六合は殷盛たり。中宗は紹いで復し、體を繼ぎて丕に定む。上帝は眷佑し、臣に忠武を錫い、内難を底綏し、聖父を推戴せしむ。(『詔令集』卷六六)

(8) 玄宗の普安郡に幸するの制 賈至(天寶一五載(七五六)七月)

我が高祖神堯皇帝、奄いに大寶を有ち、天に應じ人に順う。我が太宗文武聖皇帝、難を戡ち邦を造り、天下を光澤(宅)す。我が高宗天皇帝、文を脩め武を偃め、四方を惠綏す。我が中宗孝和皇帝、孝徳を聿遵(導)し、其の命を惟新す。我が睿宗大聖貞皇帝、清明は躬らに在り、玄化は溥く暢ぶ。(『補編』上卷卷一、『文苑英華』卷四六二及び

『冊府元龜』卷二二二に依る、()内は『冊府元龜』)

(9) 明皇の肅宗をして即位せしむるの詔 賈至(至徳元載(七五六)八月一日)

高祖は寶運に當たり、太宗は鴻業を定め、高宗は蒸人を寧んじ、中宗は舊績を復し、睿宗は至理を弘む。朕は五聖の謨訓を承け、三代之淳樸に師う。(『詔令集』卷三〇)

以上の如く、唐代において先代すべての皇帝に言及する詔敕は、安史の亂における玄宗から肅宗の讓位に關わる二通で終わっている。一見して明らかかなように、(1) 則天武后による周王朝の設立過程、(2) 中宗復位時、(3) 韋后による中宗毒殺前後、(4) 唐朝復興に伴う玄宗の封禪、そして(5) 安史の亂勃發による玄宗の肅宗への讓位、という唐朝の節目の時期に、先代の皇帝すべてに言及した詔敕が發布されている。言い換えれば、これらは何らかの理由で總括的な回顧を必要と

する詔敕なのである。肅宗朝以後に同様の事例が残っていないのは偶然かも知れないが、先代の皇帝の数がふえて詔敕文中にすべて列擧、言及することが困難になった、という事情もあろう。例えば、『詔令集』卷一にある寶曆二年（八二六）の「玄宗即位冊文」は、穆宗が宦官に弑殺された後に立てられた文宗に對する太皇太后名義の即位冊文で、やはり異例の事態における廣義の詔敕文であるが、⁽⁹⁾そこには先代の諸帝が次のように記されている。

維れ寶曆二年、歲は景午^(丙)に次る、十二月甲午朔、十二日乙巳、太皇太后若^三に曰く、（中略）冊を奉りて皇帝位に即か
しむ、永く高祖・太宗之隋亂を翦定し、玄宗之利澤を浸漬し、憲宗之蠹藥を堅拔^廿するを惟え。

見られる通り、高祖・太宗のほかは開元の治を現出した玄宗と唐後半の英主である憲宗とが掲げられるのみで、その他の皇帝は觸れられていない。後述するように、肅宗朝以後にはそれまでの唐朝皇帝の世代數を擧げる例がふえてくるのである。

以上のように唐代の詔敕文や大敕文の中で、先代の皇帝すべてに觸れる例は決して多くはない。全部で九例のうち、則天武后に關係していないのは玄宗朝の(6)～(9)の諸例のみで、(5)までの諸例は則天武后に觸れているものでなければ則天武后自身の詔敕である。従つて、先代の皇帝すべてに觸れる詔敕の中で、則天武后に關わるものの比率は甚だ大きいと言えよう。それらの事例は、武后自身の擡頭期からいわゆる女禍の終焉期までに限られており、この時期の政治史と先帝すべてに觸れる詔敕との關連が豫想される。以上を前提に、唐代詔敕文中の先帝の扱いについて、武后を中心に具體的に検討していくこととしよう。

三

則天武后退位後に武后について觸れた最初の詔敕は、前章に掲げた(3)「中宗即位敕」である。中宗復位の際には則天武后を則天大聖皇帝としており、嚴密には當時は則天大聖皇帝と中宗との二人の皇帝が並存していたことになるが、この即

位赦でも則天大聖皇帝の稱號をそのまま用いている。そして、即位前に起こった徐敬業らの反武后、唐朝回復の反亂が天柱地維を搖るがす動きとされて、⁽¹⁰⁾それを平定した則天武后の働きが撥亂の神功として肯定的に記され、むしろ讃えられている。その一方、高祖・太宗・高宗の事績も丁寧に記され、順に記述が詳しくなっている。すなわちこの中宗復位時の大赦は、高祖―太宗―高宗と続く唐の統治の成果を則天武后が繼承したことを肯定する文章から構成されており、中宗の復位が武后の政治の全面否定の上に行われたわけではないことが表明されているのである。ここに、當時の政治の複雑な情況が示されていると言えよう。

前章では唐朝の歴代皇帝すべてに言及する詔赦を挙げたが、則天武后個人に言及する詔赦は他にもある。「中宗即位赦」に續くものとしては、『補編』上巻卷七が「答敬暉等表請削武氏諸王王爵詔」と擬題する、神龍元年（七〇五）五月のものと推定される『舊唐書』卷一八三武承嗣傳附武延義傳の次の一文がある。⁽¹¹⁾

伏して以えらく、則天大聖皇帝、内に輔け外に臨むこと、將に五十載たらんとし、朕躬らに在りては則ち慈母と爲り、士庶に於いては即ち是れ明君たり。往者垂拱之中、⁽¹²⁾嗣皇（睿宗）政に臨み、此之際に當たり、魯・衛並びに存す。全節妖を興し、琅邪逆を構え、災いは七國を連ね、豊は三監に結ぶに及び、既に大義之懷いを行い、遂に泣誅之事有り。周唐の革命は、蓋し從權と爲す、子姪の王に封ずるは、國之常典なり。

この文では、存命中の武后は則天大聖皇帝と記され、中宗にとっては慈母であり、士庶にとっては明君である、と評價されている。唐から周への革命も琅邪王沖らの反亂を鎮定した上での從權、すなわち權に從う權宜の措置とされ、唐朝が一旦中斷したことに對する遺憾の念などは全く表明されていない。『舊唐書』武延義傳に據れば、敬暉らの要請に從つて武三思・武攸暨等多くの武氏の爵位が例降されているが、この一文で見ると、唐から周への革命は決して全否定されるものではなかったのである。なお、敬暉らは神龍二年（七〇六）六月戊寅に崖州等の州司馬に左遷されるが、その處分を傳えた『舊唐書』卷九一敬暉傳の中宗の詔（『補編』上巻卷一六に「貶降敬暉張柬之袁恕己崔玄暉詔」と擬題して収録）は、冒頭

に「則天大聖皇后、往に憂勞を以て不豫たり、凶豎權を弄ぶ」と記している。この文は退位時の武后に觸れたものに過ぎないが、敬暉らのクーデタの原因を作ったのは凶豎すなわち張易之・張昌宗兄弟である、としている。また、武后の稱謂は次の例と同じ則天大聖皇后である。

『詔令集』卷一一四神龍三年（七〇七）二月の「不許言中興敕」には、

往に永淳自り天授に至り、姦臣亂を稱し、鼎運安からず。則天大聖皇后、顧託之隆んなるを思い、變通之數を審かにし、己れを忘れて物を濟い、從權もて宇に御す。四海は其の率順に由り、萬世は咸な寧んずる所以にして、唐周之號は暫く殊なるも、社稷之祚は斯ち永えなり。

とある。この敕は、中宗復位後に全國に中興寺・中興觀を置いたのを、その名稱を廢して龍興寺・龍興觀とするように命じたもので、中宗朝において武氏勢力の巻き返しが顯著になったことを示す象徴的な事例である。則天武后は神龍元年一月に死去したが、遺制で帝號を去って則天大聖皇后と稱した。この敕文はその點には従っているが、「唐周之號暫殊、社稷之祚斯永」とあり、唐と周との連續面が強調されている。武后が帝位に即いたことを「從權」と稱しているのは、さきの「答敬暉等……」の詔と全く同じである。則天武后が皇帝となったことを權宜に従った措置であったと見做せば、高宗末年の永淳から武周建國の天授までの反武后の動きである徐敬業や琅邪王沖の反亂こそが、武后に帝位に即かせる原因となる惡業であった、ということになるであろう。「答敬暉……」の詔とこの「不許言中興敕」の論理は、まさにそのようなものだったのであろうか。「不許言中興敕」は右の引用文の後に、中宗の復位を中興と見ることを許さないという意味のことを述べており、武氏勢力の巻き返しが強くなるにつれてさきの論理もより強く貫徹するようになった、と言うことができるであろう。

次の(4)は二年後の景龍三年（七〇九）のものである。註(8)で述べたように、この南郊祀は皇后が政治の主導權を握ったことを天下に誇示するための天の祭祀であった。引用文の最後に見える「五精歸運、四葉重光」の四葉は、高祖・太

宗・高宗・武後の四代のことであろう。五精は五行のことであろうから、(4)の文で武後に觸れた部分は「建補天立極之功受河圖洛書之統」の計一四字の對句となる。高祖・太宗・高宗の事績も對句で綴られているので、文中の武後の扱いは「則天大聖皇后」の表現を除けば、それ以前の皇帝と變わりないことになる。そして、則天大聖皇后の稱謂は本人の遺制に基くものであるから、中宗復位後の武後の扱いは、高宗以前の唐朝皇帝の扱いとほとんど差が無かったことになる。武後の對句に「受河圖洛書之統」とあって、河圖洛書の存在を革命ではなく傳統と把えて表現していることも、以上の點に關係しているのではなからうか。

次に、『補編』下巻卷三二が「平韋氏亂宣示中外制」と擬題する、『册府玄龜』卷二〇帝王部功業二の唐隆元年(七一〇)六月辛丑の溫王重茂の制がある。溫王は中宗を殺害した韋后によつて皇帝に立てられたが、臨淄王である玄宗のクーデタによつて退位する。この制は、クーデタの翌日に建前では皇帝であつた溫王が、そのクーデタを正當と認めるために發したものである。そこには、

又た頃者王慶之・李悺・張嘉福・前麟遊縣令杜無二・越州長史宋之間潛かに表狀を行い、武承嗣を立てて皇太子と爲さんことを請う。則天皇后は慶之一人を斬り、之間は三思に附託するを以て免かるるを獲。

とあり、皇嗣という立場にあつた睿宗を廢して武承嗣を皇太子とすることを強く主張した王慶之に對し、天授二年(六九二)一〇月に武后が彼を杖殺したことに言及している。この制は、韋后一派による中宗の毒殺を非として玄宗等のクーデタを是とするものなので、則天武后については武承嗣を皇太子とせず、李氏による帝位繼承を守つたことのみ述べているのである。唐代の他の皇帝には全く觸れず、武后自身は「則天皇后」と記されている。

因みに、『詔令集』卷一一〇の同年(唐隆元年)景雲元年(七一〇)九月の「誠諭天下制」は、睿宗が玄宗を皇太子に立てた理由を天下に示した詔であるが、そこには

頃る昊穹禍いを降し、雲馭して上遷し、外戚の主を挾む之謀を成し、奸臣の國を移す之計を起こすに屬び、皇太子諱、

危を見て起ち、天を補いて極を立つ。朕は方に肩を朱郎しよに息め、目を清時に拭い、太平之無事を幸あゆで、小山之自逸を期す。温王は叔父を推崇するを以て、固く萬幾を禪り、諱（＝隆基）は克く帝國を獎むを以て、儲貳に進登す。（中略）中宗之時、吾は乃ち一王たる耳、憂危いしとま暇あらず、今諱は禍難を靜め、社稷を安んじ、天下は之に頼る。所謂る常に非ざる之事は、常禮を以て之を議す可からず。

とある。即ち、玄宗は睿宗の三男であるが、中宗を毒殺した韋皇后やその娘の安樂公主を討つて唐朝の危機を救った。そして、温王が叔父の睿宗に帝位を譲った時に救國の功績によって玄宗が皇太子となったが、それは常禮を以て議すべきではない常に非ざる事、つまり特例であると説いているのである。この詔では則天武后のみならず中宗以前の唐朝の諸帝にも一切觸れていないが、二年後の太極元年（七十二）四月一七日の『詔令集』卷一〇八「停修金仙・玉眞兩觀詔」には、

朕頃ろ諒闇に居り、榮ひとり懷こころに疚やみ、奉じて則天皇后の爲に、東都に荷澤寺を建て、西京に荷恩寺を建つ。金仙・玉眞公主の家を出するに及び、京中に觀を造り、先慈に報いる也、豈に廣く營構を事とし、虚しく力役を彈くすを願わんや。

とある（日付は『唐會要』卷五〇玉眞觀に依る）。これは、睿宗が娘の金仙公主・玉眞公主のために建てた金仙觀・玉眞觀という道觀の造營を停止するように述べた詔であるが、文中で武后の供養のために洛陽に荷澤寺、長安に荷恩寺という佛寺を建立したことに觸れており、武后の稱謂は「則天皇后」である。

次に、『補編』上卷卷五が「鎮國太平長公主皇太子諸王郡公禁中定策編于史冊詔」と擬題する、『冊府玄龜』卷一三三帝王部褒功二の太極元年四月の詔がある。

朕は高宗の少子、特に慈愛を蒙り、顧復之至り、禮は諸王を絶ち、運は上僊あだに屬る。家難の未だ嗣がざるに遭い、中宗の出籙（藩）を歴て、大聖天后臨朝し、權を以て朕を立てて嗣と爲す。朕自ら虚薄を惟い、固く中宗に譲り、誠に上從を願ひ、用て社稷を寧んじ、比る籙（藩）邸に居り、深く清閑を嘉す。意おもわざるや景龍之間、先帝暴かに天下を棄て、凶族潛

かに計り、邦家を覆えさんと謀り、高祖之業、幾ど地に墜つ。皇太子隆基、忠孝は天感、義に仗りて誅を行い、一夕之間、禍難を戡定す。(中略) 温王は幼冲、頻りに艱疾に屬り、因りて警悸(悸)を發し、日夜啼號し、因りて先聖(中宗)の朕を立てて太弟(皇太弟)と爲す之意を以て、鎮國太平長公主・諫議大夫薛稷等をして、先旨を奉承せしむ。(中略) 隆基・鎮國太平長公主……等以爲えらく、宗廟は主無かる可からず、萬機は暫しも曠しかる可からず、且つは人望に従い、因りて策を禁中に定む。朕又た固辭し、(中略) 事已むを獲ず、乃ち衆望に順う、要盟之言、其の文は猶お在り。朕は洪業を纂承し、今に于て三年たり、謂えらく宗廟・郊天、大禮は斯に備わる。永く宗禮を獲奉し、兆人に臨む所以を惟う者、蓋し朕之本心に非ず、實に乃ち鎮國太平長公主・皇太子・諸王・郡公之意也。

これは即ち、韋后による中宗殺害のあと、温王の意志と太平公主や皇太子玄宗等の強い勧めとによつて睿宗が帝位に即位した、ということを明らかにした詔書である。最後に、「宜く左右に勅し、史冊に編むべし」と述べ、以上の経緯を史冊に記しておくように、と命じている。則天武后については、中宗が出藩したことによつて武后が臨朝稱制し、權すなわち權宜の措置として、睿宗自身を嗣すなわち皇嗣という臨時の地位に置いた、と記している。これは、自身が皇太子相當の地位に居たことが已むを得ない仕儀であつたことを辯明するための文であるが、中宗を廬陵王に左遷し睿宗を新たに創出した皇嗣という地位に置いたのを權宜の措置と述べることによつて、武后の行爲を庇護する結果となつていゝ、と言えよう。文中の武后の稱謂は「大聖天后」であり、また先聖は中宗のことである。なお、睿宗は、聖曆元年(六九八)に中宗が皇太子となつた時に相王の爵位を受け、神龍元年(七〇五)に張易之兄弟を誅殺した功で安國相王に進號した。そしてその年に皇太弟に立てられたが、固辭して受けなかつた。従つて、睿宗は相王(安國相王?)から帝位に即位したのである。武后に觸れた最後の詔敕として、前章の(5)に引いた太極元年北郊赦がある。註(8)で述べたようにこの大赦文は、中宗の喪が明けた後に睿宗の行つた二連の親祭の最後に位置する北郊祀に伴うものであり、その北郊祀自體、皇帝による北郊親祀としては唐代唯一の例となるものであつた。(5)では引かなかつた文中に、「故に歳首を以て禋宗に肅事し、爰に令辰

を撰び、親く方澤に祀る」及び「頃ろ郊籍に緣り、已に眚災を肆ゆるむ」とあつて、この年の南郊・籍田・北郊の實施に觸れている。また、右の四月の「編于史冊詔」においても引用文の末尾には

朕纂承洪業、于今三年、謂宗廟郊天、大禮斯備。永惟所以獲奉宗禮、臨兆人者、蓋非朕之本心、實乃鎮國太平長公主・皇太子・諸王・郡公之意也。

とあつて、睿宗が親祀した正月の南郊祀に觸れているが、その成就是睿宗自身の力に依るものではなく、太平公主や玄宗等の力に依るものである、と述べている。武後の稱謂が「大聖天后」である點は、(5)と「編于史冊詔」とに共通している。(5)の該當部分は「大聖天后、受託從權、當宁而化」であり、中宗から受託した臨時の政權と説明されているが、その統治自體は教化のよく行われたものと肯定的に評價されている。

以上のように、中宗朝・睿宗朝の則天武後の評價は決して否定的なものではなかった。「則天大聖皇帝」と記した武后退位時の(3)「中宗即位赦」では、武后が病床で退位に迫り込まれたことについて、「懷いを問道に凝らし、想いを無爲に屬いたし」と、自らの意志で政治から身を引いて無爲に逍遙することを望んだように記している。これは皇帝を退位させる側の常套句とも言えるが、徐敬業等の反武後の動きを彈壓したことについては「封豕を殪す」「長鯨を斬る」と、その行爲を肯定的に評價している。そして、武后が死去し皇帝號を去つて皇后となつて以後の、「答敬暉等……詔」(七〇五年五月)・「不許言中興赦」(七〇七年二月)・(5)「太極元年北郊赦」(七二二年五月)では武後の在位をいずれも「從權」と稱し、臨時の權宜の措置であつたと説明している。また、(5)に先立つ「編于史冊詔」(七二二年四月)では、武后が臨朝して「權を以て朕を立てて嗣と爲」したと述べ、睿宗を皇嗣の地位に置いたことも權宜の措置であつた、と辯明している。すなわち、中宗朝・睿宗朝の詔赦では睿宗を皇嗣としたことも含めて、武后政權の存在を時宜に應じた權かりのものとして説明することが一貫していた、と言ふことができよう。⁽¹⁴⁾

則天武後の稱謂そのものについては、則天大聖皇帝(七〇五年二月・五月)―則天大聖皇后(七〇六年六月・七〇七年二

月・七〇九年二月）―則天皇后（七一〇年六月・「停修金仙・玉眞兩觀詔」七二年四月）―大聖天后（編于史冊詔）七二年四月・同年五月）と變化している。『舊唐書』則天武后紀に依れば、武后の稱號は神龍元年（七〇五）正月の退位時に則天大聖皇帝、一月の死去の際に則天大聖皇后（諡號も同じ）、景龍四年（唐隆元年、七一〇）六月の睿宗即位時に天后、いくばくならずして追尊して大聖天后、改號して則天皇太后（¹⁵）となっている。さきに列擧した詔敕文の表現の變化は、基本的にはこの稱號の推移に對應している。唐隆元年六月に天后ではなく則天皇后となっているのは、睿宗即位前の溫王重茂の制における表現だからである。そうすると、詔敕文中の武后の表現は正式に定められた武后の稱號そのものに則っていた、と見做すことができる。次の玄宗朝以後の詔敕には武后に言及したものが見られなくなるが、このことは、武后の正式の稱號そのものが睿宗朝に定められてから變化しなくなることと連動しているのである。逆に言えば、中宗・睿宗にとつて實の母である則天武后の存在は、否定しようにも否定し切れないものであったのである。中宗朝・睿宗朝の詔敕における武后の表現から、このことを窺い知ることができるのではなからうか。

四

第二章で既に述べた如く、玄宗朝になると祖宗に言及する時に武后にも觸れる詔敕はなくなる。以下その事實を確かめながら、玄宗朝の詔敕が祖宗に言及する時のその仕方を見ていくことにしよう。

初めに、『詔令集』卷七五「明皇即位謁太廟敕」には

我が國家は首出して元もとを開き、文を繼ぎ統を膺け、七代は徳を觀て、至道は生人に洽く、三后は天に在り、世裕は後嗣きみに光つ。太上皇帝、道は寰表を超え、功は帝先に軼すぐ。

とある。これは、玄宗が即位して二箇月後の先天二年（七二二）一〇月四日に行つた謁廟の後の大赦文である。「七代觀徳」と「三后在天」にはそれぞれ典據があり、『尚書』商書咸有二徳には「七世之廟、以て徳を觀る可く、萬夫之長、以

て政を観る可し」とある。世は太宗李世民の諱の一字であるので、唐代では「七代之廟、可以觀德」と引かれることになる。即ち、皇帝の祖先七世代のこととなるが、當時は唐國公の稱號を最初に得た李虎（太祖）の父李天錫を光皇帝とし、以下太祖・世祖（Ⅱ代祖、李昉）・高祖・太宗・高宗及び中宗を太廟に祭っていた。この大赦文は玄宗が太廟に謁した際のものであるから、右の七代がそのまま「七代觀德」の「七代」に當たることになる。一方、三后については『毛詩』大雅下武に「三后は天に在り、王は京に配す」とあり、毛傳には「三后、大王・王季・文王也。王、武王也」とある。さらに鄭箋には「此の三后は既に没して登遐す、精氣は天に在り」とある。これらによれば三后は周王朝を開いた武王より前の三代であり、それを唐に當て嵌めれば高祖以前の光皇帝・太祖・世祖（代祖）という三代になり、數は合う。しかし、前の「七代」で數に入っていた三代を取って取り出して言い直す、というのも腑に落ちない。鄭箋に「此三后既没登遐」とあることからすれば、太廟に祭られていない李天錫より前の唐朝の祖先を漠然と指しているのかも知れない。いずれにしても、以上の「七代」「三后」に則天武后が入っていないことは確かである。⁽¹⁶⁾

なお、睿宗は玄宗に讓位する時に太上皇帝を名乗ったが、文中ではその功は帝先すなわち以上の祖先を軼え、と述べている。また、『唐文粹』卷三一「唐玄宗明皇帝受禪告南郊文」には、「上皇は萬機を理むを厭い、情を太古に凝らし、茲の重負を釋き、道與優游す」とある。玄宗が即位した時に南郊で告天した事實については諸書に記述がないが、即位當日とすればさきの「謁太廟」より二箇月早い八月三日のこととなる。⁽¹⁸⁾當時の睿宗は決して政治權力を手放してはいなかったが、退位に追い込まれた則天武后の「凝懷問道、屬想無爲」(3)中宗即位赦)と同じような、「凝情太古、……與道優游」という表現で讓位を正當づけているのは興味深い。

次に、『補編』下卷卷二〇が「禁州縣嚴酷詔」と擬題する『冊府元龜』卷一五一帝王部慎罰の先天二年(七一三)四月の詔があり、「太上皇は仁は萬寓に覃び、澤は群生を被い、黎甿を子愛し、刑罰を愼恤す」と睿宗が人民を慈しんでいたと述べている。次に、『補編』上卷卷三が「受太上皇誥勅」と擬題する同書卷一一帝王部繼統三の同年七月癸酉の勅があり、

「太上皇、志は無爲を尙び、茲の俗務を捐て、軍國の庶政は、朕躬ら（＝玄宗）に成るに委す」と述べている。

以上が、睿宗の讓位を承けて玄宗が即位してから、翌年七月の玄宗による太平公主一派の誅滅を経て、睿宗が大權を返上して政治から身を引くまでの玄宗の詔勅である。初めの「謁太廟赦」では、七代三后の本稿の解釋が正しいとすれば武后はその中に數えられておらず、睿宗については功績が祖先に優越すると記されている。しかし、睿宗の讓位と大權の返上とに關わる他の二篇「受禪告南郊文」及び「受太上皇誥勅」では、「上皇厭理萬機、凝情太古」「太上皇志尙無爲、捐茲俗務」と述べて、武后の場合と同様の「無爲に遊ぶことを本人が望んだ」という内容を睿宗引退の理由としている。『補編』下巻卷二〇が「令兩京及諸州長官親理冤獄詔」と擬題する、これらと比較的近い開元二年（七一四）六月甲子の制（『册府元龜』卷八五帝王部赦宥四）には、

伏して以えらく、太上皇は宴居保衛し、慮いを清閒に滌い、迹は甘泉に往かざるも、心は毎に汾水に期す。

とある。『補編』の擬題にもあるように、この文自體は兩京や諸州の長官に善政を行うように求めたものであるが、「宴居保衛、滌慮清閒」というのは、睿宗が家に安息して悠々自適することを求めた、と述べているのである。また、「迹不往于甘泉、心每期於汾水」というのは、漢の武帝が神僊にあこがれて甘泉の泰時に郊し、汾水で后土を祀つたこと(19)に睿宗の心情を譬えたものである。玄宗の制にわざわざ「伏以」とあるのは、當時存命中の睿宗に配慮したものである。地方長官に冤罪の救済等を求めたこのような文でも、睿宗は神仙境や無爲の世界にあこがれていると記されているわけである。

要するに、睿宗存命中に唐朝の祖先に觸れた玄宗の詔では、睿宗自身が無爲に逍遙することを望んでいたとすることが多く、他の皇帝の名を擧げた例はない。睿宗の稱謂は初めの太上皇帝を除いて太上皇とするものが多いが、註(17)に觸れたように睿宗は讓位から崩御まで太上皇帝を稱していた。

次に『張說之文集』卷一一に、張說「上黨舊宮述聖頌」に對する「答制」の一文があり、冒頭に「往者中宗は代を違え、

國歩は微き艱きまつきも、天は我が唐に祚まいし、大命は睿宗大聖眞皇帝(貞)に集まる」と記されている。この制は、山西の行幸で紀頌するように張説ら臣下が要請したことに對する承諾の文である。文中に「農を臚上に爲し」とあって、汾陰の臚上に后土を祀つたことに觸れるが、玄宗による臚上の后土祀は、開元二年(七三三)二月と開元二〇年一月との二度行われている。しかし、張説は開元一八年に薨去しており、『舊唐書』卷九七張説傳開元一〇年條にも太原への行幸で臚上に后土を祀るよう勧めたことが記されていて、右の制は開元一一年のものかと特定できる。⁽²¹⁾「中宗違代」とは中宗が韋后に毒殺されたことを指しており、この文は中宗と「大聖眞皇帝」と諡された睿宗にのみ言及している。

次に、第二章(6)に掲げた開元二年(七二四)閏一二月の、翌年における封禪の實施を宣言した「開元十三年封泰山詔」があり、これが唐朝初代以降の皇帝に直接言及した玄宗朝最初の詔書となる。註(7)で述べたように、「武文二后」とは高祖と太宗とのことである。高宗・中宗・睿宗については説明するまでもないが、武后に全く觸れていないことは注意しておく必要がある、この點は以下の事例でも同様である。第二章(7)の「開元玉牒文」は、その封禪(嚴密にはそのうちの封)で石礎の中に入れた玉牒の文である。高祖・太宗・高宗・中宗の各皇帝が廟號で記されており、末尾の「聖父」は玄宗のことであろう。封禪のあとの同年一月二日に發布された、『詔令集』卷六六の「開元十三年東封敕書」には

朕は統を千載に接ぎ、光を五葉に承け、(中略)遂に高祖・太宗之業を奉遵し乾封之典を憲章し、時に東土に邁まき、岱岳に柴告す。

とある。五葉とは五世代、即ち高祖・太宗・高宗・中宗・睿宗のことと見て間違いない。但し、文中では高祖・太宗の名を擧げるほかは高宗の乾封元年(六六六)の封禪に觸れるのみで、中宗・睿宗については直接述べてはいない。

このように、開元一三年の封禪前後の詔敕では、群臣の要請に應えた制を除く三例において、何らかの形で睿宗以前のすべての唐の皇帝に觸れているが、その中に則天武后の存在は一言も記されていない。よって、中宗朝・睿宗朝と玄宗朝とは則天武后に對する態度が違うことが明らかであるが、この點で興味深いのは玄宗の封禪に關する江川式部氏の次の

解釋である。皇帝の祭祀では主たる祭神に酒を三度獻げる初獻・亞獻・終獻の三獻の儀式があるが、高宗の乾封元年の封禪では地神の皇地祇を祀る禪の祭祀において、女性である武后が亞獻を行い太宗の越國太妃燕氏が終獻を行った。張説はこれを批判して、乾封の封禪で皇地祇に文德皇后（太宗の長孫皇后）を配していたのに對し、開元一三年の封禪では皇地祇に父の睿宗を配すべきことを主張し、玄宗もこれに従った。また、中宗景龍三年（七〇九）の南郊の祭祀では中宗の韋皇后が亞獻を行ったが、開元年間において親王が亞獻・終獻を行う慣例が確立し、それが封禪にも適用される。そして、開元一三年の封禪には皇后や外戚による皇帝親祭への關與はなくなる。つまり、開元前半期には亞獻・終獻への親王任命の定例化と並行して、高宗の封禪と中宗の南郊との事例に對する否定的評價が徹底したと見られるのである。⁽²²⁾封禪に至る開元前半期の玄宗の祭祀に、武后の關與した祭祀の方式に對するこのような否定的な姿勢が見られることと、關連した同時期の詔敕に武后への言及が一切見られないことは、無關係ではないであろう。玄宗朝に至って、武后の評價や扱いにおいて中宗朝・睿宗朝からの脱却が計られた、と言うべきである。

なお、『補編』下卷卷三〇が「崇祀玄宗皇帝制」と擬題する、『冊府元龜』卷五三帝王部尙黃老一の開元一四年（七二六）九月の制では

玄宗皇帝は、先聖の宗師、國家の本系にして、昔草昧之始め、受命之期を告ぐ。高祖は之に應じ、遂に神降之所に於て廟を置き、縣を改めて神仙と曰う。

と、唐朝が祖先に擬定して聖祖とする玄宗皇帝⁽²³⁾について、その姿を現した所に高祖が廟を置いたことを述べている。その發布年次は封禪關係の諸例に近接しているが、このように必要に応じて特定の皇帝に言及する詔敕と、さきの諸例のように前代の皇帝すべてに言及する詔敕とは、皇帝に言及することの意義を區別するべきであろう。例えば、『唐大詔令集』卷六の開元二六年（七三八）「答朝集使蔣欽緒等上尊號詔」に、

惟れ聖と文與^と、焉ぞ輕議するを得んや。況や太宗・睿宗は俱に聖謚を稱す、予末小子、安ぞ敢えて之と同じくせんや、

宜く來表を斷つべし。

とあるのは、玄宗の尊號である開元神武皇帝に「聖」字と「文」字を加えようとする蔣欽緒等に對して、玄宗がこれを斷つたものである。⁽²⁴⁾ここで太宗と睿宗とに觸れているのは、太宗が文武聖皇帝、睿宗が大聖貞皇帝と、兩者の諡號に「聖」字が用いられているからであつて、特にそれ以上の意味があるわけではない。このような例は多數あるが、以下では太宗に關する高宗朝の事例を除いて取り上げないこととする。

玄宗の詔敕で唐の歷代皇帝に觸れた最後の例は第二章の(8)と(9)、すなわち安史の亂後に本人が退位を餘儀なくされる際のものであり、共に起草者は賈至である。(8)は長安から蜀に蒙塵した玄宗が普安郡に至つて下した詔で、皇太子の肅宗ら主だった自分の子に各地の節度使等の職務を與へ、體制の立て直しを計つたものである。(8)の引用文は玄宗に至る唐朝の統治を回顧した冒頭近くの部分で、これまで見てきたような皇帝の交代を正當化するための詔敕とは性格を異にしている。しかし、皇帝の權威に關わる重大事の出來^{しゆつた}した時に發布された點は同じであると言えよう。なお、『冊府元龜』卷一二二帝王部征討二はこの詔の後に、

初め江嶺之人、京師の賊に陥り、輿駕の所在を知らざるを聞き、互相^{たがい}に震駭す。是の詔を見るに及び、遠近相賀し、効^たす所有るを思ふ。

という一文を添えている。これは、詔敕の發布によつて皇帝の身の安全が地方に傳えられたことが確認できる點で、唐代の詔敕の役割の一面を示した文として貴重である。(8)の引用文も、今回の詔敕のこのような役割を意識して起草されていたのではなからうか。

しかし、皇太子の肅宗は獨斷で靈武に即位していた。(8)の發布は天寶一五載(七五六)七月一五日丁卯、肅宗の即位は三日前の一二日甲子である(『資治通鑑』卷二八)。その日のうちに即位を玄宗に告げる肅宗の使者が立てられたが、成都に落ち延びた玄宗の許に着いたのは八月二日であつた。そこで、肅宗の即位を認めて自らは太上皇を稱することを玄宗

が宣言したのが(9)である。この詔と別に玄宗は傳國寶と玉冊とを肅宗に届けたが、その玉冊文の日附は天寶一五載七月一日甲子となっており、肅宗の即位當日に日附を溯らせてその即位を正當化する配慮を示している。(8)に比べると、(9)に見える高祖から睿宗に至る五帝の事績の形容は簡略であるが、唐朝の體制の立て直しと人心の收攬とを意圖した(8)と肅宗の即位を追認した(9)との、詔敕としての役割の相違を反映しているのかも知れない。なお、(9)では「朕承五聖之謨訓、師三代之淳樸」という文が續いている。「五聖」は高祖から睿宗までの唐朝の五帝と取るのが素直であろう。「三代」が何を指すかは五聖との對比では特定できないが、「淳樸」という形容詞からすると夏殷周三代のことであるのかも知れない。

玄宗朝で過去の唐の皇帝に觸れた詔敕は以上である。そして、過去の唐朝の皇帝すべてに言及する詔敕も(9)が最後である。零細な事例まで検討したが、則天武后に觸れたものが一例も無いことは明らかである。江川氏の指摘のように、玄宗朝では封禪に至る過程において、皇地祇の配神や亞獻・終獻の人選で武后や韋后の方式の轉換が計られていた。武后の實子である中宗や睿宗の時には、武后の政治を已むを得ない權宜の政治とする從權の解釋が取られていたが、玄宗朝に至ってその解釋は改められ(註¹⁴参照)、唐朝の帝位繼承を帝室の李氏のみ限定する方向は明確となったのである。その方向は玄宗が太平公主を倒したあと、政治から身を引いた睿宗の崩御した開元四年(七一六)には鮮明となっていた。従って、唐朝先代の皇帝に觸れた玄宗朝の詔敕に武后が登場しないのは、そのこと自體武后に對する玄宗の評價を示すものと言うことができよう。

五

次に肅宗以降の唐朝における詔敕中の先帝の扱いを瞥見していく。前述のように、皇帝を一人一人列擧する例は見られなくなるので、以下には過去の唐帝を代數で示す事例のみを掲げることとする。

最初に、代宗廣德二年(七六四)二月二日に發布された『詔令集』卷六九「廣德二年南郊敕」があり、冒頭に「惟れ

我が高祖・太宗之邦を有つや、上帝に昭事せざる罔く、嚴恭にして寅畏、神輿符を合し、七聖は天に在りて、眷命は永えに固し」とある。この場合の七聖は高祖から肅宗までの七代の皇帝と考えてよく、則天武后は含まれていない。これに先立つ寶應二年（七六三）三月には玄宗と肅宗との埋葬が相繼いで行われたが、『文苑英華』卷八三六王縉「玄宗大明皇帝哀冊文」には「惟れ皇は一を得て、帝（文粹は乾に作る）を承けて五を嗣ぐ」、同卷の裴士淹「肅宗大宣孝皇帝哀冊文」には「文は昭に武は穆に、累聖は光を重ね、七葉は睿（二に濬に作る）を増す」とある。⁽²⁶⁾玄宗の「帝を承けて五を嗣ぐ」の五は高祖から睿宗までの五帝、肅宗の七葉は玄宗のように「嗣いだ」文ではないので、これに玄宗と肅宗自身とを加えた七代になる。これらの哀冊文は謚冊文と共に陵墓中に納められる文であり、公開を前提としている大赦文とは文章としての役割が違う。しかし、過去の皇帝の代数はやはり則天武后を除外したものであった。大曆一四年（七七九）一〇月四日の崔祐甫「代宗睿文皇帝哀冊文」（同書同卷）に、「有唐擘かざらんや、帝命叶わざらんや、豊融葳蕤にして、八葉に盛んなり」とある八葉も、高祖から代宗までの八代を言うのであろう。⁽²⁷⁾同卷の元和元年（八〇六）七月一日壬午の趙宗儒「順宗至徳大聖大安孝皇帝哀冊文」に「十葉は慶いを丕いにし、茲の駿命を膺く」とある十葉も、高祖から順宗までの十代である。

哀冊文以外の事例に筆を戻すと、『詔令集』には皇帝の代數に觸れた以下の六例の詔敕を見出すことができる。徳宗興元元年（七八四）七月三日の卷一二三「平朱泚後車駕還京赦」には、「國家受命し、百七十載、八聖慶いを儲え、下人に敷佑す」とある。この八聖は、代宗の哀冊文の八葉と同じ高祖から代宗までの八代を指す。憲宗元和二年（八〇七）正月三日の卷七〇「元和二年南郊赦」には

我が國家は武を祖として文を宗とし、天を繼ぎて運を撫し、聲名の被う所、車書は必ず同じなり。祧を承けて極に御し、業は十聖に光いに、元を體して紀號し、年は將に二百たるべし。

とある。これもさきの順宗の哀冊文同様、十聖は高祖から順宗までの十帝であろう。また、祖武は高祖、宗文は太宗のこ

とである(註へ7)参照。文宗大和三年(八二九)八月の卷二二二「雪王庭湊詔」に、「朕は寡昧を以て、昌圖を獲守し、二百餘年之不基を享け、十三列聖之洪業を纂ぐ」とある十三列聖は、高祖から敬宗までの一二帝である。懿宗咸通一〇年(八六九)一〇月の卷二二五「平徐州制」に、「朕は眇身を以て、不業を獲承し、虔み恭み惕れ厲み、茲に十載たり。況や十七聖之鴻休を荷い、三百年之慶祚を紹ぐ」云々とある十七聖は、高祖から宣宗までの一六代とすると代数が合わない。これのみ武后を数え上げているのか、十七聖は十六聖の誤記であるのかのいずれかとなる。この點は、以下の例を見てあらためて再考したい。

續いて僖宗中和四年(八八四)一二月の卷一一〇「誠諭藩鎮詔」に、「我が國家は天曆自ら歸し、無外に君臨し、十七聖は玄澤を滂流し、恵みを生靈に積む」とある十七聖は、高祖から懿宗までの一七代と見て問題ない。『詔令集』では、同じ僖宗の卷八六「光啓三年(八八七)七月德音」が、唐帝の代数を挙げた最後の事例となる。これにも、「朕は眇身を以て、大寶を嗣膺し、三百年之宗社を垂れ、十七聖之威靈を奉る」とあって、やはり高祖から懿宗までの一七代を数え上げている。このほか、『補編』上巻卷一に「昭宗遺詔」と擬題する『舊唐書』哀帝紀天祐元年(九〇四)八月二三日の文には、「我が國家は隋を化して唐と爲し、天下を奄有し、三百年之盛業、十八葉之耿光たり。(中略)百辟・卿士は、茲の冲人(哀帝)を佑け、我が高祖・太宗之休烈を載揚せよ」とある。この文は昭宗を弑殺した蔣玄暉の矯詔であるが、十八葉はやはり高祖から僖宗までの一八代である。さきの咸通一〇年の「平徐州制」は長文なので敢えて全文は引用しないが、特にこの文のみ武后に言及する必要があるとは考えられない。従つて、そこに見える十七聖は十六聖の誤記である、と素直に考えて問題はないと思う。

以上、肅宗以後の詔敕で唐代の皇帝の代数を挙げた例を検討したが、一例以外は哀冊文も含めて武后を除いた皇帝の代数を挙げたものばかりであった。例外となる「平徐州制」の文にも、特に武后を数え上げる必然性は見当たらない。肅宗朝以後は玄宗朝の變更を受けて、唐朝の皇帝の代数に則天武后を含めなかったと考えてよいであろう。すなわち、肅宗朝

以後唐末に至るまで、玄宗朝に變化した武後の評價をそのまま引き継いでいたのである。

六

最後に後回しにした、先帝に言及した則天武后以前の詔敕を取り上げておきたい。太宗の場合は先帝は高祖のみとなるので、高宗と武后自身の諸例とを挙げておく。高宗朝の詔敕には當然武後に言及したものはないが、唐朝の詔敕における先帝の扱いの状況を全般的に確認するためには、高宗朝の詔敕の検討も逸することのできない作業となる。

高宗の詔敕では、高祖・太宗の雙方に觸れた例は餘り多くはなく、むしろ太宗のみに觸れた例が多い。そこで初めに太宗のみに觸れた例を瞥見しておく。『補卷』上巻卷一が「高宗即位大赦詔」と擬題する、『舊唐書』高宗紀上貞觀二三年（六四九）六月甲戌朔の詔には、「大行皇帝奄かに普天を棄て、痛みは心靈を貫くこと、湯火に置くが若し」とある。大行皇帝とは、五月に崩御したばかりの太宗のことである。また、『補編』下巻卷二三が「求賢詔」と擬題する『冊府元龜』卷六七帝王部求賢一の同年九月の詔には、「太宗文皇帝、神明は徳に配し、靈武は資を兼ね、撓搶を掃いて區夏に王たり、陰陽を混せて天地を作る」とある。次に、『補編』上巻卷一が「改元永徽詔」と擬題する同書卷一五帝王部年號の永徽元年（六五〇）正月辛丑の詔には、「太宗文皇帝、龔つとんで天罰を行い、寧んじて區夏を一にす」とある。次に、『文苑英華』卷四六四翰林制詔四五の永徽二年（六五二）閏九月一日の「詳定刑名制」には、「太宗文皇帝、至道は名づけ難く、玄功は測れず、亂を撥かきめて正しきに反し、獄を恤みて刑を愼む。澆弊之餘源を社社し、繁苛之峻法を削る、道臻り刑措かれること二十餘年」とある。このように、高宗朝の詔敕で太宗に觸れるものは即位直後から翌々年の永徽二年までの例となり、即位後の數年間に集中している。そして「大行皇帝」と述べる即位敕を除けば、太宗の稱謂はすべて「太宗文皇帝」である。⁽²⁹⁾太宗の諡號は當初は文皇帝、上元元年（六七四）から文武聖皇帝となった（註へ7）参照。つまり、以上の稱謂は當初の諡號に従っているのである。

高宗の詔敕で高祖・太宗の雙方に觸れるものとしては、『詔令集』卷六六「乾封玉牒文」に「高祖は黃鉞に仗りて黎元を救い、玄龜を錫わりて沉溺を拯う。太宗は功は煉石より宏く、區宇を再麾に定め、業は斷鰲より壯く、滄溟を飲みて一たび息う」とある。高宗は乾封元年（六六〇）正月朔日に封禪のうちの封の儀禮を行ったが、玉牒文はその時に石礎に納められた高宗の祈願文である。次に、同書卷九九にある二年後の總章元年（六六八）一月二二日の「置乾封明堂縣制」には、

高祖皇帝、誕いに靈命に應じ、肇めて景業を開き、軒頊（軒轅と顓頊）を括囊し、胥庭（赫胥氏と大庭氏）を孕育す。太宗文皇帝、大聖もて期に登り、天自り哲を縦たれ、崑崙之猛燎を撲ち、滄海之飛流を拯い、巍巍蕩蕩たり、得て名づける無し。

とある。これは、明堂という皇帝の徳治を象徴する建物を建てる計畫が持ち上がった時のもので、封禪や明堂に由来する縣名を長安に置こうというのである。⁽³⁰⁾高祖や太宗の功業を讃える點では同趣旨だが、形容する語句は長くなっている。このほか、同書卷二六上元二年（六七五）八月五日の「冊諡孝敬皇帝文」は、高宗の第五子で皇太子の身分で薨去した李弘に孝敬皇帝の諡號を授與した冊文である。そこには、

我が高祖神堯皇帝、天に應じて物を御し、亂を撥めて正しきに反し、白蛇を斬りて天下を定め、蒼兕に誓いて諸侯を會し、萬邦を綏んずるを底し、六合を□寧す。太宗文武聖皇帝、機に循いて極を統べ、震を出して階を開き、彩石を練りて乾網を補い、横流を拯いて地絡を恢え、遠きは穆ぎ邇きは肅い、時は清らかにして頌平す。とある。

高宗朝において太宗、あるいは高祖・太宗雙方に言及した詔敕は以上である。太宗のみに觸れた文では、即位直後の一例を除いて太宗の稱謂は太宗文皇帝である。これは、高祖・太宗の雙方に觸れた「置乾封・明堂縣制」にも當てはまる。最後の「冊諡孝敬皇帝文」は諡冊文という性格上、高祖神堯皇帝・太宗文武聖皇帝という高祖・太宗の諡號を省略せずに

記している。つまり、太宗については諡號に従って文皇帝または文武聖皇帝の稱謂が記されているのであるが、當初の諡號では高祖が大武皇帝、太宗が文皇帝であったように、太宗の本質は文と評價されていることに注意すべきである。高祖・太宗の雙方に觸れた例では、最後の「冊諡孝敬皇帝文」は李弘に孝敬皇帝の諡號を贈る上で、それ以前の高祖・太宗に言及したものである。その前の二例は封禪や、實現はしなかったが明堂の建設という、重要な儀禮の實施に關わるものであった。高宗朝では、太宗朝以前に比べて皇帝祭祀もある程度實施されるようになるが、そうした氣運の中で先代の皇帝すべてを擧げてこれを稱揚する事例も出てきた、と言えそうである。なお偶然かも知れないが、高祖・太宗雙方に觸れる文で兩者の形容が次第に長くなることは、次の武后の詔敕における高祖・高宗の扱いと比べると興味深い。

武后の統治下においては、第二章に掲げた(1)「改元光宅詔(赦)」・(2)「改元載初赦」が、唐朝の先帝に言及した事例のすべてである。しかし、いずれも武后による權力獲得の過程の要となる時點での重要な詔敕であった。(1)は嗣聖元年(六八四)九月のものであるが、この年の二月に武后は中宗を廢して廬陵王とし、その弟の睿宗を皇帝とした。そして九月のこの詔によって大赦改元して光宅と改め、旗幟は金色とし、高宗の末年から滞在していた東都洛陽を神都と改名して事實上の首都とした。(3)の「中宗即位赦」で觸れた徐敬業の亂が起きたのは、九月のこの後から一〇月にかけてのことであった。文中では高祖・太宗・高宗の業績を長文を以て讚えているが、現實の武后の政治は逆に周王朝樹立に向けて一歩踏み出すものであったのである。史料によってはこの詔は「赦」とも記されているが、行政法規の變更を提示した大敕文の最初の例となることが指摘されており、その點でも注目すべき詔敕文なのである。また、大赦と改元とを併せて宣言した詔であるとも言える。⁽³¹⁾

(2)は、周制に據って建子月を正月、一二月を臘月、正月を一月として、永昌元年十一月を載初元年正月に改めた時の大敕文である。この年の九月に至って武后自身が聖神皇帝となり、皇帝であった睿宗を降して皇嗣という新たに設けた地位に置き、唐の國號を改めて周とした。即ち(2)は周建國の年に、それに先んじて曆制を周正に改めたその時の大敕文なのである。

ある。それにも拘らず、高祖・太宗・高宗の事績について、(1)ほどではないが比較的長文で形容している。但し皇帝ごとにその内容を見ると、基本的に(1)の形容を踏まえて作文していると言える。高祖に關する修辭が、對句も含めて類同であることは一目瞭然であろう。太宗についても、(1)の「負日月而膺運、鼓雷霆以震威」と(2)の「膺昊穹之曆數、鼓雷電之雄威」とは同巧異曲の表現である。高宗については類似の表現を用いないように注意を拂っているようにも思えるが、(1)の「受綠錯之禎符、應朱紉之景命」と(2)の「稟雷澤之禎符、降天縱之神器」とは似ているとも言えよう。

要するに、(1)と(2)とはそれぞれ周建國の節目の時期に發せられたにも拘らず、内容的にも連続性が強いのである。そしてその内容は、高祖から高宗までの唐帝の事績を稱揚するものであった。即ち則天武后は、周建國の二つの重要な段階で唐の皇帝の事績に觸れる詔や敕を發布した。この詔と敕とは合わせて大敕文とも一括し得るが、ここではいずれも唐の皇帝の事績が讃えられていた。そしてそのことによって、武后は周王朝が唐王朝の正當な後繼者であることを強調した、と考えることができよう。また本稿を草する發端となつたのは、唐朝復活後の詔敕の中に武后が否定的に扱われていることとであった。その代表例である(3)「中宗即位敕」が、(1)の直後に起こつた徐敬業の亂を否定的に扱っているのも、武后から中宗への政權交代も平穩に行われたことを強調する必要があつたからである、と判斷し得るのではなからうか。

七

以上、唐代の詔敕に見える歴代皇帝や則天武后の記述について検討してきた。武后の(1)(2)や本稿を草する契機となつた中宗の(3)は、轉換期に當たつてむしろ前代との共通性を強調するために、以前の皇帝の事績を美化して詳述した感が強い。その後の中宗朝や睿宗朝では武后に對する皇帝の稱號は無くなり、「則天大聖皇后」「大聖天后」と、諡號の變化に應じて武后の稱謂の形容句は遞減するが、武后への言及は睿宗から玄宗への讓位の直前まで續く。しかし、睿宗朝でも玄宗の立太子に關わる制では武后について全く觸れず、また武后以前の諸帝についても觸れない。そして玄宗朝になると武后に觸

れた詔敕は一切無くなるので、玄宗の登場時に武後の扱いに關わる一つの斷絶を認めることができる。⁽³²⁾ 唐朝先代の皇帝に觸れた肅宗以降の詔敕については、皇帝の代敷を記すもののみを擧げたが、一例を除いて武後の在位は數えられていない。殘る一例の「平徐州制」も、そこに特有な政治的情況を想定するよりは、單なる誤記と考えた方が良さそうである。よつて詔敕等を見る限り、則天武後の扱いについては皇太子として玄宗の登場する時が一つの轉機となり、玄宗が帝位に即いて以後は皇帝としての武後の存在を否定する方向が明瞭となった、と言えるであろう。今後、この點を念頭に置いて中宗朝から玄宗朝までの政治過程を見直すことも必要であろう。その場合、則天武後の統治が睿宗朝まで「從權」という表現で述べられていたことも、唐朝における則天武後の治世の説明原理を示す事實として重視すべきである。

また、高宗朝・玄宗朝の詔敕文で先代の皇帝に言及している例を見ると、封禪や明堂建設プランの推進といった、從來にない祭祀の實現や推進の過程で用いられていることが確認できる。この用法は、(4)の中宗や(5)の睿宗における南郊や北郊の親祀の場合とも共通する。その點でも、武后による周建國の節目となる(1)(2)及び中宗復位時の(3)は、前の王朝との連續性を強調するというその役割において、祭祀に關係する他の詔敕に比べて先代の皇帝の表現に異質な意味が込められていた、と見るべきであろう。唐代の詔敕の中に唐朝歴代の皇帝に言及するものがある點に注目し、その中の皇帝がどのように表現されているかを検討することは、一見些細な問題である。しかし、それらの詔敕を通覽することによって、唐代の政治面における歴史意識を探ることも可能となる點は、認めてよいのではなからうか。なお、多くの詔敕における先帝の稱謂は諡號に従っていた。よつて、以上のような問題を考える時に諡號について注意すべきことも、同時に明らかとなったのではなからうか。⁽³³⁾ また、唐代の詔敕全般で高祖・太宗が對になって用いられること、その場合多くの例で高祖Ⅱ武・太宗Ⅱ文という位置附けのなされていることも、唐朝における高祖・太宗の公的評價を示す例として注目すべきであろう。

このように、ある政治的局面の課題がその時點の儀禮や、その儀禮の實施に關わる詔敕・大赦文等の分析を通して把握

できることもある。その點で政治史における儀禮的側面の研究を輕視してはならないが、詔敕や大赦文はその發布を通して朝廷の政治的課題を全中國社會に結びつけることもできる。このような觀點から、朝廷の祭祀儀禮と地域との關わりについて今後は考えていきたいと思う。

註

- (1) 小島浩之「唐の玄宗——その歴史像の形成——」『古代文化』第五二卷第八號、二〇〇〇年。
- (2) 拙著『中國古代皇帝祭祀の研究』岩波書店、二〇〇六年。その第七章「唐代における郊祀・宗廟の運用」、特に註四四（同書四一七—四一八頁）参照。
- (3) 拙稿「關於唐朝詔敕中則天武后之評價」、黃寬重主編『基調與變奏 七至二十世紀的中國③』所收、國立政治大學歷史學系・中國史學會（日本）・中央研究院歷史語言研究所・《新史學》雜誌社出版（國立政治大學歷史系代表）、二〇〇八年、參照。
- (4) 本文の最後の「無聞帝載」は、順接に讀むとそれまでの文と意味が逆になってしまうが、このまま反語に讀むのはやや苦しい。四庫全書本の『詔令集』では「熙聞帝載」となっている（東京大學大學院生新田元規氏の御教示に依る）。
- (5) 「包冠義胥」の義は伏羲氏、胥は赫胥氏（炎帝）であろう。この四字全體の意味は、高宗の事績は伏羲氏・赫胥氏を上回る、ということであろう。
- (6) 『補編』下卷卷一八には、「祠后土制」と題して(5)の「太極元年北郊敕」とほぼ同一の文が収録され、年代も「開元」と記されている。しかし、本文の引用文の後には「朕以眇身、恭荷丕構……」と續いており、これが開元年間の詔敕であれば睿宗の存在には全く觸れていないことになる。また、文中にも「故以歲首、肅事禋宗、爰撰令辰、親祀方澤」とあり、これは睿宗による太極元年正月の南郊親祀（肅事禋宗）と五月の北郊親祀（唐代では方澤は北郊と同じ）のことと見て何ら問題ない。『補編』は『文苑英華』卷四二五「祠后土制」に依り、玄宗が開元十一年（七十二）と開元二十二年との二回、汾陰（山西省）の後土祀を親祀しているので年代を「開元」と記したのであるが、誤りである。
- (7) 次に「洎于高宗」とあるので、「武文二后」は高祖と太宗とを指すと見て誤りない。后は君主の意。『詔令集』卷五「改元大和敕」に「我有唐祖祖祖文、光宅天下、列聖承統、遂康區中」とある「祖祖祖文」も、高祖と太宗のことであろう。本文に後述する貞觀二十三年（六四九）九月（五月に太宗は死去）の「求賢詔」（『補編』下卷卷三三、出典は『冊府元龜』卷六七帝王部求賢一）に「太宗文皇帝、神

明配徳、靈武兼資」とあるように、唐の詔敕文で「太宗文皇帝」と稱している例は多い。高祖と太宗とを連稱または列擧している例も多い。そして、『詔令集』卷一一二「用舊錢詔」（乾封二年（六六七）五月）に「高祖撥亂反正、爰創軌模、太宗立極承天、無所改作」とあるのを見ると、高祖は撥亂反正の功によって武と評價されているのである。つまり、「武文」二后」とある場合の「武文」とは、武后Ⅱ高祖・文后Ⅱ太宗なのである。『補編』下巻卷二三「進賢能詔」（貞觀九年（六三五）一月、出典は『冊府元龜』卷六三帝王部發號令二）に「高祖文皇帝、天縱神武、膺籙受圖」とある「高祖文皇帝」は、先帝に高祖しかいない太宗朝の特例と見做すべきであろう。

なお、高祖の諡號は崩御當初は大武皇帝、上元元年（六七四）八月に神堯皇帝、天寶一三載（七五四）二月に神堯大聖大光孝皇帝、太宗の諡號は當初は文皇帝、上元元年八月に文武聖皇帝、天寶一三載二月に文武大聖大廣孝皇帝となり、上元元年以降太宗の諡號に「武」字が加わる。しかし例えば、『文苑英華』卷四七〇翰林制詔五一「與紇圻斯可汗書（會昌三年（八四三）三月のもの）」に、「我太宗文皇帝、聖德高於百王、英才軼於千古」とあるように、唐後半になっても太宗のことを「文皇帝」と稱している詔敕は少なくない。

(8) (4)に關わる景龍三年南郊祭祀、(5)に關わる太極元年北郊祭祀が、それぞれ唐朝政治史に果たした役割はやや判りにくいかも知れない。(4)は韋后が中宗の南郊祀に参加し、自

らの政權奪取の姿勢を明らかにした際の大敕文である。(5)は、その韋后が誅殺され睿宗が即位した後に、毒殺された中宗の喪が明けてから睿宗が行った一連の祭祀の最後の北郊祀に伴う大敕文であり、唐代で北郊祀が皇帝の親祀で行われたのはこの一回のみであった。また(6)(7)に關わる玄宗の封禪は、(5)の後の睿宗や太平公主と玄宗との對立、太平公主一派の打倒を経て、玄宗が自らの統治の安定を確信して行った祭祀である。従つて、(4)(5)(6)(7)に高祖以降の各皇帝の事績が回顧されている理由は、それぞれの詔敕が發布された時點に關係する祭祀の果たした政治的役割から説明し得るのである。註(2)所掲拙著『中國古代皇帝祭祀の研究』第七章「唐代における郊祀・宗廟の運用」及び拙著『古代中國と皇帝祭祀』汲古書院、二〇〇一年、第七章「唐代皇帝祭祀の二つの事例」（初出は一九八八年）參照。

(9) 文宗即位の經緯については、尾形勇「中國の即位儀禮」、東アジア世界における日本古代史講座第九卷『東アジアにおける儀禮と國家』所收、學生社、一九八二年、及び註(2)所掲拙著『中國古代皇帝祭祀の研究』第八章四「唐代の即位儀禮」參照。

(10) 徐敬業と並んで「務挺潛應於沙場」と記されている務挺は程務挺であろう。「沙場」は、程務挺が左武衛大將軍・單于道安撫大使として突厥と對峙していたことを指すのであろう。但し、程務挺は徐敬業と潜かに應接していたという讒言によつて殺されたもので、直接反亂を起こしたわけではない（『舊唐書』卷八三程務挺傳）。

(11) 『全唐文』卷一七に「答敬暉請削武氏王爵表勅」と題して収録されている。東洋文庫唐代史研究委員編『唐代詔勅目錄』（東洋文庫、一九八一年）は、『資治通鑑』卷二〇八中宗神龍元年（七〇五）五月癸巳（二五日）條に敬暉等の上表が略引されていることから、この敕文を神龍元年五月のものとする。

(12) この全節については人物名を特定できなかった。識者の御教示を乞う。

(13) 避諱の習慣のある中國では、詔敕等の皇帝の本名が直筆されずに「諱」とのみ記される場合が往々にしてある。皇太子の場合であるが、これもその一例で玄宗のことであり、「諱」の部分は実際には「隆基」と記されていたはずである。

(14) 『舊唐書』卷二五禮儀志五、開元四年（七一一）の太常卿姜皎の上表には

伏見太廟中則天皇后配高宗天皇大帝、題云天后聖帝武氏。伏尋昔居寵秩、親承顧託、因攝大政、事乃從權。神龍之初、已去帝號、岑義等不閑政體、復題帝名。若又使帝號長存、恐非聖朝通典。夫七廟者、高祖神堯皇帝之廟也、父昭子穆、祖德宗功、非夫帝子天孫、乘乾出震者、不得升附於斯矣。但皇后祔廟、配食高宗、位號舊章、無宜稱帝。今山陵日近、升祔非遙、請申陳告之儀、因除聖帝之字、直題云則天皇后武氏。詔從之。とある。即ち、開元四年段階で太廟中の高宗室に配された則天武后の神主（位牌）には「天后聖帝武氏」とあった。

姜皎に據れば、その理由は武后が「親しく（高宗の）顧託を承け、因りて大政を攝し、事乃ち權に従つ」たことにあった。本文で後述するように、玄宗朝の詔敕からは武后を唐朝の先帝に含める例は見られなくなるが、その場合でも開元初期には武后の治世を「從權」と説明していたのである、そして、この時の太廟中における武后の稱號「天后聖帝武氏」は、本文に列擧した諡號には合致していない。この點については、本文で言及した諡號の變化や唐朝の宗廟制度の問題と併せて、機會を改めて詳述したい。差し當たり、現段階で氣附いた點を簡略に述べると以下の如くである。

まず、睿宗即位時の「天后」の稱號が「大聖天后」に改められたのは景雲元年（七一〇）一〇月である（『資治通鑑』卷二一〇）。しかし、延和元年（七二二）八月三日庚子の玄宗即位から二日後の壬寅には、大聖天后が聖帝天后と改められた（同書同卷）。従つて、大聖天后の稱號はこの時まで繼續していたのである。ただし「聖帝天后」は、本註の初めに引いた姜皎の上表にある「天后聖帝」の方を正しいものとすべきであろう。その姜皎の上表には「神龍初年に帝號を去つたのに（武后崩御時）、岑義等は政體に閉なわらず再び帝名を復した」とあったが、『舊唐書』卷七〇岑義傳に據れば、岑義は明らかに太平公主一派である。すると、姜皎の上表の「昔居寵秩、親承顧託、因攝大政、事乃從權。神龍之初、已去帝號、岑義等不閑政體、復題帝名」の從權も、武后の治世は高宗の顧託による臨時の措置

であった、という意味となろう。そしてそれ以後の文は、「神龍元年に帝號は返上したにもかかわらず、岑義等は政情を理解せず……」と、逆接の關係で繋がるのであろう。

すると結局、武后の在位を合理化する用語としての「從權」は、あくまで中宗・睿宗朝における説明用語として機能したのであり、睿宗の崩御と共に皇帝としての武后の存在は葬り去られたことになる。

(15) 註(14)から明らかのように、則天皇后は子としての睿宗の立場から呼んだ時の稱謂である。

(16) 以上の「七代」「三后」の解釋についても新田元規氏の御教示を得た。記して感謝の意を表したい。

(17) 睿宗が玄宗に讓位してから亡くなるまで太上皇帝を名乗っていたことは、中村裕一『唐代制敕研究』第一章第七節「唐代の詔」(汲古書院、一九九一年、初出は一九八八年)に指摘されている。

(18) 玄宗の即位における南郊告天と謁廟との意義については、註(2)所掲拙著『中國古代皇帝祭祀の研究』第八章四一「玄宗即位時の謁廟の解釋」(初出は一九九二年)参照。

なお、「明皇即位謁太廟敕」を「補編」巻一は「玄宗受禪制」と擬題して先天二年七月のものとするが、誤りである。また巻一八は、「唐玄宗明皇帝受禪告南郊文」を『全唐文』巻三八玄宗一九に従って「受禪告南郊文」と題するが、皇帝を肅宗に誤っている。

(19) 『漢書』郊祀志上下及び註(8)所掲拙著『古代中國と皇帝祭祀』第三章「漢代の郊祀と宗廟と明堂及び封禪」(初

出は一九八二年)参照。

(20) この「答制」は、『全唐文』卷二〇元宗に「答張說進上黨舊官述聖頌制」と題して収録されている。

(21) 『補編』は下巻卷一九に「答張說進上黨舊官述聖訓頌制」として本制を収録するが、年次を明示していない。また、玄宗による開元一一年の諸祭祀親祭の意義については、註(8)所掲拙稿「唐代皇帝祭祀の二つの事例」参照。

(22) 江川式部「唐朝祭祀における三獻」(『駿臺史學』第二一九號、二〇〇六年)。

(23) 玄宗皇帝は太上玄元皇帝の略稱で、乾封元年の封禪後に老子の郷里とされる亳州に高宗が立ち寄った二月己未に追號された(『舊唐書』高宗紀下)。

(24) 「答朝集使蔣欽緒等上尊號詔」は『補編』上巻卷一に収録されているが、『全唐文』卷三一に據っており、年次を明示していない。なお『舊唐書』玄宗紀上開元一八年(七三〇)條には

是歲百僚及華州父老累表請、上尊號內請加聖文兩字、並封西嶽。不允。

とあり、玄宗の尊號に聖・文の二字を加えようとする動きは、開元一八年には始まっていた。

(25) 註(2)所掲拙著『中國古代皇帝祭祀の研究』第八章「中國古代の即位儀禮と郊祀・宗廟」五一三～五一六頁参照。

(26) 『文苑英華』の引用文の()内は原註。引用文の解釋にも關係するので念の爲に掲げておく。

(27) 金子修一・河内春人・榊佳子・江川式部「大唐元陵儀注

試釋(六)」「(國學院大學大學院紀要——文學研究科——)第三八輯、二〇〇七年)には、「代宗睿文皇帝哀冊文」の註釋も收録しておいた(執筆は榊佳子)。

(28) 『補編』下巻卷二〇は『全唐文』卷一一からこの文を採り、發布年次を永徽初とする。また、この文は『唐大詔令集』卷八二に「頒行新律詔」と題して收録されており、末尾の原註では發布年月を永徽二年九月とする。しかし、『文苑英華』の「詳定刑名制」に比べると節略が甚だしく、『文苑英華』の本文に従うべきである。

(29) 『通典』所載の代宗の喪葬儀禮である『大唐元陵儀注』に據れば、崩御した先帝を柩に納める大斂まで先帝を「大行皇帝」と稱し、續く殯からは大行皇帝の稱を用いなくなる。そして、新帝の即位は大斂と殯との間に行われる。金子修一・金子由紀・河内春人・榊佳子・牧飛鳥・江川武部「大唐元陵儀法試釋(三)」(『山梨大學教育人間科學部紀要』第五卷第二號、二〇〇四年)参照。終南山の翠微宮で貞觀三三年(六四九)五月二十六日己巳に崩御した太宗の場合、柩を太極殿に移して二九日壬申に發喪、六月甲戌朔日に太極殿に殯し、當日に高宗が即位した。二箇月後の八月

四日丙子に文皇帝の諡號と太宗の廟號とを上り、一八日庚寅に昭陵に葬った(『舊唐書』太宗紀下)。従って、大行皇帝の稱號の行われたのは六月一日までとなるが、當日の「高宗即位大赦詔」にのみ大行皇帝の稱謂が用いられているのは、『大唐元陵儀注』の考察から得られる結果に合致している。

(30) 乾封元年(六六六)に長安縣に乾封縣を析置し、萬年縣に明堂縣を析置した。ただし、長安三年(七〇三)に兩縣とも廢されている(『舊唐書』卷三八地理志)。また、明堂そのものは高宗朝には實現しなかった。

(31) 禹成改「從『改元光宅詔』的結構與性質來看唐代赦文的變化」、中國唐史學會第九屆年會論文、雲南省昆明市、二〇〇四年七月。

(32) 註(14)で指摘したように、開元四年(七二六)の睿宗の崩御と共に、太廟の神主における「天后聖帝武氏」の稱號も「則天皇后武氏」に改められた。

(33) 諡號も含む唐代諸皇帝の尊號の變遷については、戶崎哲彦「唐諸帝號攷」上下(『彥根論叢』第二六四號・二六六號、一九九〇年)参照。

played a role as a part of popular culture of Shanghai. At the same time, it was the popular culture that developed in Shanghai that provided the social environment that assured the survival of the Kunju theatre.

The composition of the actresses that performed in the Kunju theatre gradually changed. Actresses from families of professional actors began to appear in addition to the actresses and *jinu* 妓女 of the Maoer xi ensemble. Furthermore, famous actresses who had been invited from northern regions where Jingju had developed also became active in the Kunju theatre of Shanghai. Actresses in this way widened their sphere of activity to extend throughout the nation and exceed the character of any single metropolitan area. And the concessions in the open port cities provided a particularly good environment for the development of the Kunju theatre and actresses.

The close of the last Kunju theatre in 1917 signified the advent of the age of theatre performed by both men and women. The Kunju theatre declined, but actresses began to perform together with actors and further developed their profession.

THE APPRAISAL OF EMPRESS WU IN THE IMPERIAL EDICTS OF THE TANG DYNASTY

KANEKO Shūichi

Although briefly interrupted by the Zhou dynasty of Zetian Wuhou, Empress Wu, the Tang dynasty continued for nearly three hundred years both before and after the Zhou. How the Tang dynasty appraised the Zhou dynasty of Empress Wu was thus an important problem for the Tang. By examining the edicts of the Tang dynasty that listed previous emperors, it is possible to approach this problem based on the expressions used in the Tang court's own edicts.

With the exception of edicts from the period prior to Gaozong's reign when the names of only one or two emperor's were listed, nine edicts from the Tang dynasty, which include edicts of general pardon, listed all previous emperors. They were: 1) the Edict Renewing the Reign to Guangzhai 改元光宅詔, 2) Pardon on the Renewal of the Reign to Zaichu 改元載初赦, 3) Pardon on the Accession of Zhongzong 中宗即位赦, 4) Pardon of the Southern Outskirts in the Third Year of the Reign of Jinglong 景龍三年南郊赦, 5) Pardon of the Northern Outskirts of the First Year of the Taiji Reign 太極元年北郊赦, 6) Edict of the Feng Ritual at

Taishan in 13th year of the Kaiyuan Era 開元十三年封泰山詔, 7) Prayer for the Feng Ritual in 13th year of the Kaiyuan Era 開元玉牒文, 8) Edict of Xuanzong on the Occasion of the Imperial Progress to Puanjun 玄宗幸普安郡制 9) Edict of the Ming Emperor [Xuanzong] Ordering the Accession of Suzong 明皇帝令肅宗即位詔. These edicts were issued in limited circumstances such as when Zetian Wuhou was clearly in the process of establishing the Zhou dynasty (edicts 1 and 2), the period of Empress Wu's decline and Zhongzong's rise (edict 3), that of the general pardons that were important ceremonial events for Zhongzong and Ruizong (edicts 4 and 5), through the period of Xuanzong's *fengchan* ceremony at the start of his reign (edicts 6 and 7), to the time of Xuanzong's abdication due to the turmoil of the An Shi revolt (edicts 8 and 9). Edicts that list all previous emperors were all issued in the mid-Tang when the dynasty was facing major political changes.

Among these, praise for the achievements of Gaozu, Taizong, and Gaozong are prominent in 1) and 2); Zetian Wuhou is referred to as emperor in 3) and the suppression of the movement against Empress Wu is praised. In the periods of transition from Tang to Zhou and Zhou to Tang, there was no move to deny the achievements of the previous emperor, but the reverse, since by affirming them a peaceful political transition could be emphasized. Empress Wu was not referred to as emperor in 4) and 5), but 5) explained that her rule was the necessary politics of expediency, using the term *congquan* 從權. The characterization of the rule of Empress Wu as necessary expedient that is seen in the edicts of the Zhongzong and Ruizong reigns can be seen elsewhere. Necessary expediency, *congquan*, became the explanatory principle used by both Zhongzong and Ruizong for the Wuhou regime.

Thus in 6) and 8) during the reign of Xuanzong, Empress Wu ceased to appear in the list of previous Tang emperors. From the succeeding reign of Suzong onward, previous emperors were represented by the number of their reign. But Empress Wu's reign was not included among those numbers. The existence of Zetian Wuhou was considered during the reigns of her true sons Zhongzong and Ruizong, but when it came to the reign of her grandson Xuanzong, there was a conscious effort to ignore her reign, which continued to the end of the Tang. In short, regarding the treatment of Empress Wu in the wording of edicts, the reign of Xuanzong can be understood as break with tradition.

Moreover, the emperor is represented in many edicts by use of a posthumous name. Thus, when this problem is considered in the future, it will probably be

necessary to pay further attention to posthumous names. At the same time, we need to be aware of the fact that in the Tang edicts the founder of the dynasty, Gaozu, was honored as Wu 武, and Taizong was accorded the name Wen 文.

ON THE EARLY-QING WENWU XIANGJIANYI ZHU

KISHIMOTO Mio

In contrast to the custom of esteeming civilian officials and disdaining military officials that occurred in the late Ming, the status of military officials rose in the early Qing, and accompanying this change were considerable changes in ritual etiquette for meetings between civilian and military officials that was noted by people of the time. However, the process of the revision of the regulations concerning meetings between military and civilian officials of the Qing dynasty was no simple matter. The foundations of the changes were only established after several attempts at revision during the Shunzhi era.

The regulations that went by the name *Wenwu xiangjianyi zhu* 文武相見儀注 (Notes on the Ritual Etiquette for Meetings between Civilian and Military Officials) was a combination of various elements, such as rules that stipulated where and when a visitor was to get off a horse or palanquin, how the visitor was to be seen off, the gate to be used, the clothing, the ritual greeting, seating arrangements, the style of writing to be used in corresponding with officials, and the type of document to submit in an interview with an official—all of which can be divided into three types: 1) relations between social equals, 2) relations between unequal parties, and 3) relations between subordinates and their superiors. Between civilian and military officials, these relationships were not firmly set in terms of the hierarchy of ranks and offices and there was asymmetry in the supremacy of civilian officials. For example, in regard to the Governor General 總督, the top regional civilian official, regional military officials within his jurisdiction performed the ritual etiquette of a subordinate, but in contrast, civilian officials of the rank of Provincial Administration Commissioner 布政使 and below seldom followed the rites of subordinates toward the Provincial Military Commander 提督, who was the highest ranking regional military official.

The ritual etiquette of a subordinate that military officials performed in regard to civilian officials spread with the regularization of the dispatch of civilian officials such as Governors General 總督 and Provincial Governors 巡撫 in the late Ming to